

答 申 第 8 9 号
平成24年5月9日
(諮問公第102号)

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書について、一部開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての経緯

異議申立人は、鹿児島県情報公開条例（平成12年鹿児島県条例第113号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、平成21年5月28日付けで次のとおり公文書開示請求を行った。

ア 平成18年5月11日に〇〇（以下「特定介護事業所」という。）に実地指導を実施した保健福祉部介護保険課〇〇，〇〇の外勤簿（以下「開示請求1-1」という。）

イ 平成19年1月18日に特定介護事業所に実地検査を実施した保健福祉部介護保険課〇〇，〇〇，〇〇，〇〇，〇〇，〇〇の外勤簿（以下「開示請求1-2」という。）

ウ 総務課が取得・作成する平成18年5月11日に特定介護事業所に実地指導を実施した保健福祉部介護保険課〇〇，〇〇の外勤簿（以下「開示請求2-1」という。）

エ 総務課が取得・作成する平成19年1月18日に特定介護事業所に実地検査を実施した保健福祉部介護保険課〇〇，〇〇，〇〇，〇〇，〇〇，〇〇の外勤簿（以下「開示請求2-2」という。）

オ 平成18年5月11日に特定介護事業所に実地指導を実施した保健福祉部介護保険課〇〇，〇〇の，①実地指導復命書，②出退記録カード・タイムカード，③時間外通用門の出退記録（以下「開示請求3-1」という。）

カ 平成19年1月18日に特定介護事業所に実地検査を実施した保健福祉部介護保険課〇〇，〇〇，〇〇，〇〇，〇〇，〇〇の，①実地検査復命書，②出退記録カード・タイムカード，③時間外通用門の出退記録（以下「開示請求3-2」という。）

キ 総務課が取得・作成する平成18年5月11日に特定介護事業所に実地指導を実施した保健福祉部介護保険課〇〇，〇〇の，①実地指導復命書，②出退記録カード・タイムカード，③時間外通用門の出退記録（以下「開示請求4-1」という。）

ク 総務課が取得・作成する平成19年1月18日に特定介護事業所に実地検査を実施した保健福祉部介護保険課〇〇，〇〇，〇〇，〇〇，〇〇，〇〇の，①実地検査復命書，②出退記録カード・タイムカード，③時間外通用門の出退記録（以下「開示請求4-2」という。）

これに対し実施機関は、平成21年6月29日付け介福第203号で、公文書一部開示決定

(以下「本件処分」という。)を行った。

その後、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、平成21年9月17日付けで異議申立てがなされたものである。

(2) 異議申立ての趣旨

一部開示を取り消し、文書不存在ではないため文書不存在の不開示を取り消し、公開するとの決定を求めるというものである。

(3) 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び意見書において述べている異議申立ての主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 開示請求1-1, 1-2, 2-1及び2-2について

- (ア) 実名が開示されており、級区分、居住地、金融機関本支店名、預金種別及び口座番号を開示しても何ら支障はない。
- (イ) 旅行命令票は条例第7条第1号ただし書ウの「当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」そのものである。
- (ウ) 級区分は単なる数字、記号であり、不開示となるものではない。
- (エ) 金融機関、本支店名について、両方が不開示となる理由はない。また、口座番号は単なる数字であり、金融機関、本支店名のいずれかを不開示とすれば、開示しても何ら支障はない。
- (オ) 異議申立て提起後の処分理由説明での「〇〇」としての対象公文書の特定作業は、行政不服審査法上の権利行使への侵害だ。
- (カ) 架空の存在である〇〇は、権利利益を十分に保護する必要はない。同じく、他の実名公務員の権利利益も保護する必要はない。

イ 開示請求3-1, 3-2, 4-1及び4-2について

- (ア) 平成18年度の出張復命書について、保存年限を経過したため平成20年度に廃棄したとする県の説明は虚言であり、復元し、開示を要求する。
- (イ) 出退記録カード・タイムカードとは、いわゆる出勤簿のことで、時間外手当と結合するものであり、保存期間は3年である。超過勤務命令簿が存在していることから、出勤簿の存在を窺わせる特段の事情が認められることは明らかである。
- (ウ) 県は「〇〇」を「〇〇」として公文書の特定作業を行う偽装行為を行っているが、架空の公務員でない「〇〇」の開示を要求する。

3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関から提出された処分理由説明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

(1) 開示請求 1 - 1

ア 対象公文書の特定について

「外勤簿」を「旅行命令票」として公文書の特定作業を行い、平成18年5月11日に特定介護事業所に実地指導を実施した介護保険課〇〇及び〇〇の旅行命令票を特定した。

イ 一部開示とした理由について

条例第7条第1号の「特定の個人を識別することができるもの」には、個人に関する情報に含まれるいくつかの記述等が組み合わせられることにより、特定の個人を識別することができることとなる場合も含まれ、旅行命令票の級区分、居住地、金融機関本支店名、預金種別及び口座番号は、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができることから、原則として不開示であり、同号ただし書のいずれにも該当しないためこれらを除き一部開示した。

(2) 開示請求 1 - 2

ア 対象公文書の特定について

「外勤簿」を「旅行命令票」として、また「〇〇」を「〇〇」として公文書の特定作業を行い、平成19年1月18日に特定介護事業所に実地検査を実施した介護保険課〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇及び〇〇の旅行命令票を特定した。

イ 一部開示とした理由について

(1)イと同じ。

(3) 開示請求 2 - 1

ア 対象公文書の特定について

「総務課」を「介護保険課」として(1)アと同様の公文書の特定作業を行い、(1)アと同一の公文書を特定した。

イ 一部開示とした理由について

(1)イと同じ。

(4) 開示請求 2 - 2

ア 対象公文書の特定について

「総務課」を「介護保険課」として(2)アと同様の公文書の特定作業を行い、(2)アと同一の公文書を特定した。

イ 一部開示とした理由について

(1)イと同じ。

(5) 開示請求 3 - 1

ア 対象公文書の特定について

「実地指導復命書」を「出張復命書」として公文書の特定作業を行った。

イ 出張復命書の不開示理由について

平成18年度の出張復命書は、保存年限を経過したため平成20年度に廃棄しており、所有していないため不開示とした。

ウ 「出退記録カード・タイムカード」及び「時間外通用門の出退記録」の不開示理由について

異議申立人は、関係職員の出勤時間及び退庁時間を確認するために「出退記録カード・タイムカード」及び「時間外通用門の出退記録」の開示請求を行ったものと考えられ、このような時間を記録した公文書は、取得、作成していない。

(6) 開示請求 3 - 2

ア 対象公文書の特定について

「実地検査復命書」を「出張復命書」として、「〇〇」を「〇〇」として公文書の特定作業を行った。

イ 出張復命書の不開示理由について

(5)イと同じ。

ウ 「出退記録カード・タイムカード」及び「時間外通用門の出退記録」の不開示理由について

(5)ウと同じ。

(7) 開示請求 4 - 1

ア 対象公文書の特定について

「総務課」を「介護保険課」として(5)アと同様の公文書の特定作業を行った。

イ 出張復命書の不開示理由について

(5)イと同じ。

ウ 「出退記録カード・タイムカード」及び「時間外通用門の出退記録」の不開示理由について

(5)ウと同じ。

(8) 開示請求 4 - 2

ア 対象公文書の特定について

「総務課」を「介護保険課」として(6)アと同様の公文書の特定作業を行った。

イ 出張復命書の不開示理由について

(5)イと同じ。

ウ 「出退記録カード・タイムカード」及び「時間外通用門の出退記録」の不開示理由について

(5)ウと同じ。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件異議申立てについて、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成21年10月15日	諮問を受けた。
平成22年 7月14日	実施機関から処分理由説明書を受理した。
8月27日	異議申立人に処分理由説明書を送付し、意見書の提出を求めた。
10月20日	異議申立人から意見書を受理した。
平成23年10月 6日	諮問の審議を行った。
11月 4日	諮問の審議を行った。(実施機関から処分理由等を聴取)
平成24年 4月25日	諮問の審議を行った。

(2) 不開示部分の整理

本件処分において、実施機関は上記3のとおり一部開示又は不開示とした理由を説明しているが、対象公文書並びに不開示部分及び不開示理由に重複するものもことから、審査会において次のとおり整理し、それぞれの不開示理由の妥当性について検討することとした。

(3) 審査会の判断

ア 開示請求1-1, 1-2, 2-1及び2-2について

(ア) 請求対象公文書について

開示請求1-1, 1-2, 2-1及び2-2における請求内容は次のとおりである。

- ・開示請求1-1 平成18年5月11日に特定介護事業所に実地指導を実施した、介護保険課（現在は介護福祉課）特定職員の外勤簿
- ・開示請求1-2 平成19年1月18日に特定介護事業所に実地検査を実施した、介護保険課特定職員及び特定非常勤職員の外勤簿
- ・開示請求2-1 総務課が取得、作成する平成18年5月11日に特定介護事業所に実地指導を実施した、介護保険課特定職員の外勤簿
- ・開示請求2-2 総務課が取得、作成する平成19年1月18日に特定介護事業所に実地検査を実施した、介護保険課特定職員及び特定非常勤職員の外勤簿

実施機関は、開示請求1-1及び2-1については、平成18年5月11日分の特定職員の「旅行命令票」を、開示請求1-2及び2-2については、平成19年1月18日分の特定職員及び特定非常勤職員の「旅行命令票」を対象公文書として特定し、いずれも級区分、居住地、金融機関本支店名、預金種別及び口座番号（以下「本件不開示情報」という。）を、条例第7条第1号に該当するとして、一部開示したと

している。

異議申立人は、開示しても支障はないなどとして本件不開示情報の開示を求めていることから、条例第7条第1号に規定する不開示情報該当性について検討する。

(イ) 個人情報（条例第7条第1号）該当性について

a 条例第7条第1号

条例第7条第1号は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」については、同号ただし書に該当する情報を除き、これを不開示としている。

同号ただし書において、「ア 法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、同号本文に該当するものであつても、開示しなければならない旨規定している。

b 本件不開示情報の条例第7条第1号該当性

対象公文書には、本件不開示情報の他にも、当該公務員の氏名等が記載されており、当該公務員の氏名は、本件処分において既に開示されている。

異議申立人は、級区分、口座番号は単なる数字にすぎない、実名が開示されており本件不開示情報を開示しても何ら支障はないと主張しているが、本件不開示情報は個人に関する情報であり、開示されている当該公務員の氏名と組み合わせられることにより、特定の個人を識別することができることから、当該公務員の氏名と本件不開示情報は一体として条例第7条第1号の特定の個人を識別することができる情報（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）に該当すると認められる。

c 本件不開示情報の条例第7条第1号ただし書該当性

本件不開示情報については、これが公表されている事実は認められず、条例第7条第1号ただし書アの情報には該当しないものと認められる。

また、同号ただし書イに該当すべき事情も見当たらない。

さらに、異議申立人は、旅行命令票は、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分そのものであり、同号ただし書ウに該当すると主張しているが、本件不開示情報は公務員の職又は職務遂行の内容に係る情報であるとは言えないことから、同号ただし書ウにも該当しないものと認められる。

したがって、開示請求1-1、1-2、2-1及び2-2について、本件不開示情報を条例第7条第1号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

イ 開示請求3-1、3-2、4-1及び4-2について

(ア) 請求対象公文書について

開示請求3-1、3-2、4-1及び4-2における請求内容は次のとおりである。

- ・開示請求3-1 平成18年5月11日に特定介護事業所に実地指導を実施した介護保険課特定職員の、①実地指導復命書、②出退記録カード・タイムカード、③時間外通用門の出退記録
- ・開示請求3-2 平成19年1月18日に特定介護事業所に実地検査を実施した介護保険課特定職員及び特定非常勤職員の、①実地検査復命書、②出退記録カード・タイムカード、③時間外通用門の出退記録
- ・開示請求4-1 総務課が取得、作成する平成18年5月11日に特定介護事業所に実地指導を実施した介護保険課特定職員の、①実地指導復命書、②出退記録カード・タイムカード、③時間外通用門の出退記録
- ・開示請求4-2 総務課が取得、作成する平成19年1月18日に特定介護事業所に実地検査を実施した介護保険課特定職員及び特定非常勤職員の、①実地検査復命書、②出退記録カード・タイムカード、③時間外通用門の出退記録

実施機関は、「実地指導復命書」及び「実地検査復命書」を「出張復命書」として、「総務課」を「介護保険課」として、「〇〇」を「〇〇」として対象公文書の特定を行い、出張復命書については保存期間を経過したため平成20年度に廃棄した、出退記録カード・タイムカード及び時間外通用門の出退記録については、取得、作成していないとして、開示請求3-1、3-2、4-1及び4-2のいずれも不開示としたとしている。

異議申立人は、復命書の保存期間は経過していない、出退記録カード・タイムカードとは出勤簿のことであり出勤簿は存在するなど主張し、開示を求めていることから、対象公文書ごとに不存在を理由とする不開示の妥当性について検討する。

(イ) 出張復命書における不存在を理由とする不開示の妥当性について

実施機関における公文書の保存期間の区分は、鹿児島県文書規程第36条において、1年未満、1年、3年、5年、10年、10年を超える保存を必要とする期間及び永久と規定され、公文書の保存期間は、鹿児島県会計規則に定めるものを除き、同規程別表第3に定める基準に基づき、各課長が定めることとされている。

実施機関は、平成18年度の出張復命書は、1年の保存期間を経過し、平成20年

度に廃棄したので存在しないと説明していることから、当審査会が事務局職員に確認させたところ、実施機関は平成18年度の介護保険課の文書管理票は保有していないが、平成23年度の介護福祉課の文書管理票においても復命書の保存期間は1年であること、また、鹿児島県文書規程別表第3における1年保存の基準は、請求に係る公文書が属する平成18年度においても、平成23年度と同一であることが確認された。

したがって、平成18年度の出張復命書は、1年の保存期間を経過し、平成20年度に廃棄したので保有していないとする実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。

また、念のため、当審査会事務局職員に、介護福祉課における出張復命書を確認させたところ、介護福祉課執務室内及び文書庫内に、請求に係る出張復命書の存在は確認されなかった。

(ウ) 「出退記録カード・タイムカード」及び「時間外通用門の出退記録」における不存在を理由とする不開示の妥当性について

異議申立人は、出退記録カード・タイムカードは出勤簿のことであると主張しているが、請求に係る公文書は、特定日の特定職員及び特定非常勤職員に係る「出退記録カード・タイムカード」及び「時間外通用門の出退記録」であり、実地指導等に関係した職員等の出勤及び退庁時間が記録された公文書に対する請求であると認められる。

また、実施機関における一般職の職員の服務に関し必要な事項を定めた鹿児島県職員服務規程において、出勤及び退庁時間を記録するよう定めた規定はなく、請求に係る公文書は保有していないとする実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。

以上のことから、開示請求3-1、3-2、4-1及び4-2について、不存在を理由に不開示とした実施機関の判断は妥当である。

ウ その他の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、いずれも上記の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。